

障第807号
令和7年10月8日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の
額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり通知がありましたので、お知らせし
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		